

安平町(北海道における)被災者支援制度一覧

～平成30年10月22日現在の情報です～



- この支援制度一覧は、北海道が発行する「被災者支援に関する各種制度の概要（第2版）」に基づき、安平町の担当窓口を一覧にしているものです。安平町に関係するものを掲載しています。
- 安平町独自支援策が実施される場合は、改めて安平町版の支援制度ガイドブックを発行いたします。
- 表中の「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」は、り災証明書の被害認定区分であり、「●」は該当、「▲」は所得制限など条件あり、「－」は非該当を示しています。



お知らせ

- NO.5 被災者生活再建支援制度【支援金】について、安－7～10ページで詳しい説明をしています。
- 住宅の確保に向けた自宅再建のための流れを安－11ページに掲載しています。

経済・生活面の支援

No.	支援制度名	対象者	要件（●：該当、▲：条件あり）				内容	安平町の受付窓口	ページ数
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			
1	り災証明書の発行	住家を損傷し、証明を希望する方	要件なし				被災者からの申請に基づき、被害認定調査の調査結果に応じたり災証明を交付します。	税務住民課 税務G Tel.22-2513	1
2	災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族	－ (安平町は非該当)				－		1
3	災害弔慰金・見舞金	災害により死亡された方のご遺族や重傷者ご本人	要件なし				災害により死亡された方のご遺族や重傷者ご本人に対して、北海道災害弔慰金等支給要綱に基づき、災害弔慰金・見舞金を支給します。	胆振総合振興局 地域創生部地域政策課 Tel.0143-24-9567	1
4	災害障害見舞金	災害により心身に障害を受けた方	要件なし				災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。	健康福祉課 福祉G Tel.29-7071	2
5	被災者生活再建支援制度【支援金】	居住する住宅に地震被害を受けた世帯	●	●	▲	－	災害により居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を支給します。	健康福祉課 福祉G Tel.29-7071	3
6	住家被害見舞金	居住する住宅に地震被害を受けた世帯	●	●	●	－	災害により自己所有の家屋並びに借家に居住し、被災した世帯主に対し見舞金を支給します。 申込方法が確定次第お知らせします。	健康福祉課 福祉G Tel.29-7071	4
7	災害援護資金	1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出	●	●	●	－	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	健康福祉課 福祉G Tel.29-7071	5
8	生活福祉資金制度により貸付	低所得世帯又は障がい者世帯、高齢者世帯	要件なし				金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。	社会福祉協議会 早来本所 Tel.22-3061 追分支所 Tel.25-2263	6

経済・生活面の支援

No.	支援制度名	対象者	要件（●：該当、▲：条件あり）				内容	安平町の受付窓口	ページ数
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			
9	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭や父子家庭、寡婦の方	要件なし				経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	7
10	年金担保貸付、労災担保貸付	年金受給者の方	要件なし				国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	7
11	恩給担保貸付	恩給等の受給者の方	要件なし				恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	8
12	幼稚園への就園奨励事業	—	— (安平町は非該当)				—	/	9
13	教科書の無償供与	災害により教科書が損失した児童・生徒	▲	▲	▲	▲	申請に基づき、損失した教科書を再給与します。	教育委員会（Tel 29-7036）及び通学している学校	9
14	特別支援学校への就学奨励事業	—	— (安平町は非該当)				—	/	9
15	小・中学生の就学援助措置	災害により家計が急変した児童・生徒のいる世帯	●	●	●	▲	被災者からの申請に基づき、就学援助費（給食費・学用品費等）を支給します。	教育委員会（Tel 29-7036）及び通学している学校	9
16	高等学校等授業料軽減措置	道内の私立高等学校（全日制）、私立特別支援学校（高等部）、私立専修学校（高等課程）の生徒	要件については、お問い合わせ先にご確認下さい。				災害等による経済的な理由によって修学困難な生徒に対し、授業料を軽減します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	10
17	高等学校等授業料免除措置	地震等の災害、その他特別の理由に該当する場合に免除を必要とする方。	要件については、お問い合わせ先にご確認下さい。				災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、寄宿舎使用料、通信教育受講料を免除します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	10
18	大学等授業料減免措置	災害により授業料等の納付が困難な学生	要件なし				各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	10
19	道立高等技術専門学院授業料減免措置	天災その他特別の事情により、市町村住民税を免除された世帯の訓練生	要件なし				災害による経済的な理由により、授業料の納付が困難な訓練生を対象に授業料を免除します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	10
20	奨学金の緊急採用、奨学金・入学貸付金の返還猶予（私立）	私立高等学校、私立特別支援学校、私立専修学校の生徒	要件なし				災害等により、家計が急変した生徒に対して、奨学金貸与の緊急採用を実施します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	11
21	国の教育ローン	入学資金・在学資金の融資を希望する方	世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）があります。				入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	11

経済・生活面の支援

No.	支援制度名	対象者	要件（●：該当、▲：条件あり）				内容	安平町の受付窓口	ページ数
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			
22	緊急採用奨学金	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒	要件については、お問い合わせ先にご確認下さい。				災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	11
23	児童扶養手当等の特別措置	障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯	要件なし				被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特別措置を講じます。	健康福祉課 福祉G Tel.29-7071	12
24	国税等の特別措置	居住する住宅に地震被害を受けた世帯	税務署及び道税事務所が定める要件をご確認ください。				源泉所得税及び復興特別所得税に関する納税猶予等を受けることができます。	国税：苫小牧税務署Tel.0144-32-3165 道税：苫小牧道税事務所Tel.0144-32-5178	13
25	町税の特別措置	居住する住宅に地震被害を受けた世帯	適用要件等の詳細については検討中です。決定しましたらお知らせします。				居住する住宅に一定以上の地震被害を受けた方を対象に、固定資産税等の町税に関して、減免や納期限等の延長などを行います。	税務住民課 税務G Tel.22-2513	14
26	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	被保険者及び納税義務者	安平町における各種保険料・税については、内容が確定次第お知らせします。				-	-	14
27	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	障害福祉サービス等を受ける方	災害等による収入の減少などの特別な理由がある場合				障害福祉サービス等に要する利用者負担額の減免が講じられることがあります。	健康福祉課 福祉G Tel.29-7071	15
28	公共料金・使用料等の特別措置	災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ※現在検討中ですので決まりましたらお知らせいたします。						-	15
29	放送受信料の免除	NHK受信契約者	●	●	●	-	災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料の平成30年9月・10月分が免除されま	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	15
30	被災者の債務整理支援	自然災害の影響でローン弁済ができなくなる債務者	要件なし				災害前の借入の返済が困難となった方は、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	16
31	生活保護	資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方	要件なし				生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。	健康福祉課 福祉G Tel.29-7071	17
32	未払賃金立替払制度	企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者	労働局が定める条件をご確認ください。				企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度です。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	18
33	勤労者福祉資金融資制度	倒産やリストラなどにより離職し、生活資金の融資を必要とする方	北海道経済部中小企業課金融グループが定める条件をご確認ください。				市中金融機関の窓口を通じて、医療・教育や冠婚葬祭などの生活資金をご融資する制度です。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	19

経済・生活面の支援

No.	支援制度名	対象者	要件（●：該当、▲：条件あり）				内容	安平町の受付窓口	ページ数
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			
34	雇用保険の失業等給付	事業所が被災及び休業し、一時的に離職・休業を余儀なくされた方					雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	20
35	ハロートレーニング（公的職業訓練）	災害により離職し、再就職のために職業訓練を受ける必要がある方					無料で職業訓練が受けられます。また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活支援の給付金が支給される制度もあります。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	21
36	職業転換給付金の支給	災害により離職を余儀なくされた方					広域に渡る求職活動を行う場合等で住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	22
37	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	法的トラブルに関する援助を求める方					経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときの援助を行います。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	23
38	法的トラブル等に関する情報提供	法的トラブルに関する情報を求める方					要件なし 法的トラブルの解決に約立つ法制度や各種手続、相談窓口を無料で案内します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	24

住まいの確保・再建のための支援

No.	支援制度名	対象者	要件（●：該当、▲：条件あり）				内容	安平町受付窓口	ページ数
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			
39	災害復興住宅融資（建設）	融資を必要とする方	●	▲	▲	—	住宅を建設する場合に受けられる融資です。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	25
40	災害復興住宅融資（新築、中古住宅購入）	融資を必要とする方	●	▲	▲	—	新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資です。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	26
41	災害復興住宅融資（補修）	融資を必要とする方					独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしている方 住宅を補修するのに場合に受けられる融資です。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	27
42	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方					返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	28
43	被災者の債務整理支援（再掲）						NO.30と同様	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	16
44	既存住宅耐震改修補助事業	昭和56年5月31日以前に着工された住宅					— (安平町は非該当)		29
45	生活福祉制度による貸付	低所得世帯又は障がい者世帯、高齢者世帯					要件なし 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。	社会福祉協議会 早来本所 Tel22-3061 追分支所 Tel25-2263	30
46	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	居住する住宅に地震被害を受けた母子・父子寡婦世帯	▲	▲	▲	—	住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費の融資を受けられます。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	30

住まいの確保・再建のための支援

No.	支援制度名	対象者	要件（●：該当、▲：条件あり）				内容	安平町受付窓口	ページ数	
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊				
47	災害援護資金（再掲）		NO.7と同様					健康福祉課 福祉G Tel29-7071	5	
48	被災者生活再建支援制度（再掲）		NO.5と同様					健康福祉課 福祉G Tel29-7071	3	
49	住宅の応急修理（災害救助法）	居住する住宅に地震被害を受けた世帯	▲	▲	▲	—	修理する資力のない世帯に対して、応急的な修理を支援します。（調整中）	建設課施設G Tel22-2516	31	
50	道営住宅への一時入居	罹災証明書の交付を受けた方	▲	▲	▲	▲	被災者に対し、応急的な住宅として、道営住宅を提供します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	32	
51	地域優良賃貸住宅への入居	災害等特別な事情があり、入居することが適当と認められる世帯	— (安平町は非該当)				—			32
52	地すべり等関連住宅融資	勧告等に基づき住宅を移転又は建設・購入のため融資を必要とする方	住宅金融支援機構の定める基準を満たしている方				地すべり等で被害を受けるおそれのある家屋の移転、代わるべき住宅を建設・購入する際に受けられる融資です。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	33	
53	宅地防災工事融資	安平町から、住宅を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告・改善命令を受けた方					のり面の保護、整地、擁壁の設置などの工事のための費用を融資します。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	34	
54	無料耐震診断	耐震診断を希望する方	2階建て以下で延べ面積が500平方メートル以下の木造戸建て住宅				無料でお住まいの住宅の耐震診断を行います。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	35	
55	住宅に関する相談	住宅のリフォームや資金、契約などの法的な相談を求める方	要件なし				北海道建築指導センターにおいて、住宅リフォームや資金、契約等の法的なトラブルに対する助言などの無料相談を行っています。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	35	
56	建築（住宅を含む）に関する相談	建築士による建築（住宅を含む）に関する調査・相談を求める方	要件なし				北海道建築士事務所協会に登録された建築士事務所の建築士が建築（住宅を含む）に関する調査・相談を受け付けています。（無料）	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	36	
57	震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿の閲覧	被災した建築物の再使用の可能性判定、復旧するためのアドバイスを求める方	要件なし				日本建築防災協会が公開する被災建築物の再使用の可能性判定・復旧するための講習を受講した技術者の名簿を閲覧できます。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	36	
58	北海道住宅検査人名簿の閲覧	既存住宅の状況調査を行い、改修にあたってのアドバイスを求める方	要件なし				北海道建築技術者協会が公開する既存住宅の調査等を行う「北海道住宅検査人」の登録者名簿を閲覧できます。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	36	
59	補修、改修（リフォーム）を行う事業者名簿の閲覧	住宅のリフォーム事業者の閲覧を希望する方	要件なし				北海道住宅リフォーム推進協議会に登録される住宅リフォーム事業者に関する情報を閲覧することができます。	お問合せ先は該当ページをご覧ください。	37	

こころの健康・悩みなどの相談、福祉サービスの支援

No.	支援制度名	対象者	要件（●：該当、▲：条件あり）				内容	安平町受付窓口	ページ数
			全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊			
60	高齢者の総合相談	高齢者及びその家族	要件なし				保健師・社会福祉士等による高齢者の健康や介護、生活に関する相談。	地域包括支援センター 早来Tel25-4555 追分Tel29-7072	38
61	障がい者（児）の相談	避難所や在宅等で生活する障害者（児）	要件なし				障害者（児）の状況把握やケアマネジメント等の支援	健康福祉課 福祉G Tel29-7071	38
62	心のケアに関する医療機関の紹介	被災された方	要件なし				道立精神保健福祉センターや市町村において、最寄りの精神科医療機関に関する情報提供などを行っています。	健康福祉課 健康推進G Tel29-7071	39
63	被災者のこころの相談	被災された方	要件なし				精神保健医療に係る相談窓口を、道立精神保健福祉センター及び市町村において、本人や家族に対する相談支援を行っています。	健康福祉課 健康推進G Tel29-7071	39
64	消費生活相談	災害発生に伴う消費生活に関する相談を必要とする方	要件なし				災害に便乗した家屋の修理等の悪質商法など、消費生活に関する相談を受け付けています。	産業経済課 商工労働観光G Tel22-2515	39
65	北海道地域福祉生活支援センターによる支援	高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある方	要件なし				福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス	社会福祉協議会 早来本所 Tel22-3061 追分支所 Tel25-2263	40

被災者生活再建支援制度について

北海道胆振東部地震で被災された皆様の生活再建を支援するための制度です。

住宅の被害の程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

①支給の対象となる方

安平町に居住の世帯で、震災により

- 1.住宅が全壊した世帯（全壊）
- 2.住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）
- 3.住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体）
- 4.災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯。
（長期避難）

※長期避難とは、北海道から認定（公示）された地域に住む世帯であり、安平町では現在、地域指定されていません。

②支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。

（世帯人数が1人の場合は、各該当する金額の3/4の額）

基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

被害程度	全壊	解体	大規模半壊
複数世帯支給額	100万円	100万円	50万円
単数世帯支給額	75万円	75万円	37.5万円

加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
複数世帯支給額	200万円	100万円	50万円
単数世帯支給額	150万円	75万円	37.5万円

③必要書類等

<基礎支援金>

- 1.被災者生活再建支援金支給申請書
- 2.り災証明書
- 3.預金通帳の写し（申請者（世帯主）の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの）
- 4.「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、住宅を解体した場合は「解体証明書」又は「滅失登記簿謄本」
- 5.敷地被害により住宅を解体した場合は、敷地被害を証明する書類（敷地修復工事の契約書の写し等）

<加算支援金>

- 1.住宅を建設、購入、賃借及び補修するときの契約書等の写し
- 2.預金通帳の写し（申請者（世帯主）の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの）

④受付場所

総合庁舎 健康福祉課福祉 G 又は、総合支所 住民サービス課住民サービス G

⑤受付時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

⑥申請期限

基礎支援金

平成 31 年 10 月 5 日まで

加算支援金

平成 33 年 10 月 5 日まで

⑦問い合わせ先

健康福祉課 福祉 G 電話：0145-29-7071

※記載例（例・住家全壊、複数世帯の場合）①～⑨を記載願います。

別紙様式第7号

被災者生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

被災者生活再建支援法人
財団法人道府県会館理事長 殿

①世帯主様をご記入願います。

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名 **安平 太郎**

支給番号

（世帯主以外の方が申請する場合はその理由：）

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

②ひとり→単数
ふたり→複数

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい（単数・**○複数**）

③世帯主様のお名前、ふりがな

②世帯主の氏名

安平 太郎	よみがな	あびら たろう
--------------	------	----------------

③被災した住宅の住所

〒
④平成30年9月6日時点のご住所

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現在の住所	〒
電話番号	()

⑤現在避難されているお住まいのご住所

⑥常にご連絡とれる電話番号を記載

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
ゆうちょ銀行	記号	普通・当座・その他	
		番号	

⑦振込を希望される金融機関、支店、口座番号をご記入ください。

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい（被災日：平成30年9月6日）

被害状況 ○(全壊) 半壊解体・敷地被害解体 ★大規模半壊・長期避難	（半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：）
---	------------------------

⑧り災証明書と同じ被害状況を記載願います。

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100 万円	75 万円	/		住民票謄本 預金通帳の写し 災証明書
解体(半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円	/		
長期避難	100 万円	75 万円	/		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	その他 ()
					申請額(A-B) : 100 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円	/		契約書の写し その他 ()
補修	100 万円	75 万円	/		
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
					申請額(C-D) : 200 万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。
 注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

市区町村役場記入欄
(災害名) 平成30年北海道胆振
東部地震

住宅の確保に向けて

～自宅再建をお考えいただくためのフローチャート～

①はじめに「[り災証明書](#)」の交付申請をします

②「り災証明書」の交付内容を確認します

全壊

大規模
半壊

半壊

一部損壊

被害なし

③被害程度に沿った支援・制度をご確認ください

AまたはBのいずれかを選択してください

※ AとBは併用できませんのでご注意ください

A
仮住居確保

[応急仮設住宅](#)
[トレーラーハウス（農村）](#)
[町の公営住宅](#)
[借上賃貸みなし仮設住宅](#)

適宜、対象者に案内しています。

B
自宅の修繕

[応急修理制度](#)

申請方法等が確定次第お知らせします。

ご自宅の修繕をご希望する方

[災害に係る融資制度等](#)

ご自宅での生活

A・Bいずれも適用となります

※詳細は、該当ページをご覧ください。

A
支援金を受ける

[被災者生活再建支援制度](#)

安-7～10P
参照

B
融資を受ける

[災害に係る各種融資制度等](#)

各種融資制度があります。

各種融資制度があります。

* 安平町では、住宅以外の建物についても、罹災証明書の交付を行っています。